

WaiwaiPLAY パーク 2025 事業企画運営委託業務仕様書

1 業務名

WaiwaiPLAY パーク 2025 事業企画運営委託業務

2 目的

本事業は、産学官民が連携して子どもを中心とした遊びの場を提供し、未来の人材育成と交流促進を図り、高質なスポーツ環境を街のソフトインフラとして常設することでまちの魅力や暮らしの質の向上を図りながら、中心市街地において市民の交流を促進し、にぎわいを創出することを目的としています。

未来の地域の担い手である子ども達にスポットを当て、地域のスポーツサービスプロバイダ、大学、高校、地域人材、専門家、行政など地域の多様な経験や技能を持つ人材や団体が連携し、スポーツが本来持つ競技性以外の機能を活かしながら、子どもの心身の健康を促進し、非認知能力やライフスキルも高めるプログラムを提供し、運動が苦手、コミュニケーションをとるのが苦手、習い事をするのが不安など、悩みを抱えるお子様の成長の場として活用いただける環境づくりを目指します。

3 履行場所

Waiwai ドームしもつま（下妻市下妻丁 91）

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 放課後の子どもの居場所となる運動遊び講座およびイベント運営

放課後、子どもが集い楽しく体を動かす機会が減少していることによる「体力・運動能力」「思考力・判断力」「社会性・コミュニケーション力」などが低下している。

そのため本講座は、子どもを健やかに育む環境とするため、子どもの発育発達の理解があり、保護者に対して「子どもの現状や課題を踏まえ、体育や運動指導ではなく運動遊びから学ぶことの重要性や子どもとの関わり方」を啓発ができる専門家監修のプレイリーダーが従事する講座および子どもが関心を持ち、本事業につながるイベントを講座内で行うこととする。

ア 事業の告知 チラシの作成 4 種

イ 受付および講座運営

運動遊び講座実施（通常教室）

幼児（4 歳児、5 歳児）講座及び小学生講座（1 年生から 6 年生）を設定する

こと（幼児講座及び小学生講座をセットで1回とカウントする。）

各運動遊び講座（通常教室）の募集定員は20名以上とすること

運動遊び講座（通常教室）は、1クールを8回以上とし、履行期間中に2クール以上実施すること

※実施日程は、本市と十分協議すること。（平日夕方を想定）

※講座は準備片付け時間を除き、幼児講座は1回当たり50分、小学生講座は1回当たり60分を想定している。

※運動遊び講座（通常教室）のなかで、地域で活躍するアスリートやチームからゲストを招いたゲスト会（イベント）を企画し、1クールに各1回以上実施すること。

ウ プレイリーダーを含め2名以上の体制で行うこと

エ 教室運営に必要な備品等のリストアップ

オ 既存道具の活用

柔らかいボール（大）、柔らかいボール（小）、ビブス、マーカーコーン
その他、詳細はWaiwai ドームホームページ参照

カ 子どもの主体的な活動を促す運動遊びの専門家監修プログラム提供

キ 地域人材の活用

市民ボランティアとして、子どもの発達特性や運動遊びを通じた主体性を伸ばす関わり方の研修（プレイリーダー講座）を受講した地域の住民、高校生の活用を提案、市と協議の上実施をすること。

(2) WaiwaiPLAY パークの周知及び活用周知

各イベントは、多様な体験ができるよう種目に偏りなく専門家による講座を行うこと。

※Waiwai ドームしもつまの施設利用の可能性が広がるようなプログラムの提案が望ましい。

ゲスト会（イベント）実施

多様な住民がWaiwaiPLAY パークを活用し、子どもを健やかに育む場として周知を図るための活動を行として、地域で活躍するアスリートやチーム、トップアスリートによるイベントを実施すること。

※1クールに各1回以上の実施を想定（平日）

※ゲスト会（イベント）の実施日程及び内容は本市と十分協議すること。

スペシャルイベント実施（1回以上）

WaiwaiPLAY パークの啓発に繋がるイベントを1回以上実施すること。

※前期期間中に土日祝での開催を想定している。

- ※イベントは1回当たり2時間程度（準備片付け時間を除く）を想定している。
- ※スペシャルイベントの実施日程及び内容は本市と十分協議すること。
- ※スペシャルイベントの募集定員は100名程度（親子の場合は50組程度）を想定している。

親子イベント実施（1回以上）

- 親子イベントを1回以上実施すること。
- ※イベントは1回当たり2時間程度（準備片付け時間を除く）を想定している。
- ※親子イベントの実施日程及び内容は本市と十分協議すること。
- ※親子イベントは全期間のなかで土日祝での開催を想定している。ただし、後期期間に1回以上開催すること。
- ※親子イベントの募集定員は50組程度を想定している。

(3) 課題抽出及び効果検証

- 本委託事業について、課題抽出及び効果検証として参加保護者に対してアンケートを実施する。また、現地現認をした上で、アンケートの結果と併せて整理・分析を行うこととする。
- 全4回実施（クール毎、イベント毎）

(4) 報告書の作成

- 上記(1)～(3)の業務終了後、本市と協議しながら報告書を作成する。
- 各講座及びイベントの様子を5枚程度撮影し、市が広報用に使用する場合がある旨をアナウンスしておくこと。

6 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記の成果物を納品すること。

(1) 報告書1部（カラー印刷）

- ※報告書、各講座及びイベントの様子を5枚程度撮影し、写真データをCD-ROMに格納し納品すること

(2) 業務完了通知書(市様式)

<https://www.city.shimotsuma.lg.jp/kanko-business-sangyo/nyusatsu-keiyaku/page000488.html>

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と

認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

- (2) 個人情報保護業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。

また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、「4 業務内容」に掲げる業務実施方法や内容について事前に市と協議し、協議結果を踏まえて着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。